

監事報酬に関する規則

公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款の定めに基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の種類)

第2条 監事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(監事報酬の額)

第3条 固定報酬の限度額は、1人当たり年額15万円とする。

2 比例報酬として、次の業務に従事したときに支給する。

- (1) 県外に出張時
- (2) 理事会・委員会等定例の会議以外で理事会が認めた会議に出席した時
- (3) 中嘱連に関する会議等
- (4) 官公署の打合せ・相談（受託後は除く）
- (5) 見積業務（受託後は除く）
- (6) 業務処理規則第7条の成果品の点検・完了検査

3 比例報酬の支給額は次の額を上限とし理事会で決定する。

- (1) 2時間未満業務に従事した時 2,500円
- (2) 半日以内業務に従事した時（2時以上4時間未満） 5,000円
- (3) 1日（4時間以上） 10,000円
- (4) 前各号によらず前項第6号の業務に従事した時の比例報酬は次のとおりとする。
 - ①測量を伴う業務 1事件 1,000円
 - ②測量を伴わない業務 1事件 500円

(監事報酬の支給)

第4条 固定報酬は、第3条で定めた額を月額に換算して年1回ないし2回に分けて支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

(期間計算)

第5条 監事が年度途中にて就職・退職又は役職変更等があった場合は当該月割とする。

(改 廢)

第 6 条 この規則を改廢するには社員総会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

(施行期日)

この規則は、平成26年6月5日より施行する。